令　和　８　年

第８回赤穂市教育委員会提出議案

日　時　　令和８年８月２６日（水）　午後２時００分

場　所　　赤穂市役所第２庁舎第２会議室

赤穂市教育委員会

令和８年第８回赤穂市教育委員会提出議案一覧表

報告２２　　専決処分の報告について
　専第８号　　令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

報告２３　　少年非行概要について

報告２４　　赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

その他　　問題行動、いじめ・不登校の状況について

報告２２

専決処分の報告について

専第８号　令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかったので、教育長に対する事務委任規則（昭和３６年赤穂市教育委員会規則第４号）第３条第２項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和８年８月２６日提出

赤穂市教育長　藤　本　浩　士

専第８号

令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書の採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第６号の規定により、令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書について、別紙のとおり決定した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和３６年赤穂市教育委員会規則第４号）第３条第２項の規定により専決処分する。

令和８年８月２１日

赤穂市教育長　藤　本　浩　士

令和９年度使用赤穂市立学校教科用図書採択方針

赤穂市教育委員会

（採択の主体）

第１条　赤穂市立学校で使用する教科用図書（以下「教科書」という。）の採択は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２１条第６号の規定により、赤穂市教育委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（採択の基本方針）

第２条　教科書の採択にあたっては、本市児童・生徒の実態を考慮するとともに、隣接地域の同種の学校並びに教育委員会の状況を勘案するものとし、次の各号に掲げるところにより選ぶものとする。

（１）地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを使用する。

（２）学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを使用する。

（３）児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味関心に対する配慮がなされているものを使用する。

（４）人権尊重の視点にたった適正なものを使用する。

（地区協議会）

第３条　委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和３８年法律第１８２号）第１２条第１項の規定により、兵庫県教育委員会が設定した西播磨所属区域内の各市町教育委員会と共同して、西播磨採択地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

２　地区協議会の規約等は、地区協議会の委員の合議により別に定める。

（委員）

第４条　地区協議会の委員として教育長、校長、教諭及び保護者代表をあてる。

（採択の決定）

第５条　委員会は、第３条の地区協議会における協議の結果に基づき採択するものとする。

（採択条件）

第６条　中学校における令和９年度使用教科書については、令和８年度と同一の教科書を採択する。

２　小学校における令和９年度使用教科書については、令和８年度と同一の教科書を採択する。

３　小・中学校特別支援学級における、令和９年度使用教科書については、文部科学省検定済教科書（下学年用等）、文部科学省著作教科書を使用する方向で検討し、児童生徒の実態に応じて、学校教育法附則第９条第１項の規定による「一般図書（特別支援学校・学級用）」を採択するものとする。

４　義務教育諸学校における学校教育法附則第９条に規定する教科書については、毎年採択替えを行うことができる。

（委任）

第７条　この方針に定めるもののほか必要な事項は教育長が定める。

（補則）

第８条　この方針は、令和９年度使用教科書の採択について定めるものとする。

令和９年度使用赤穂市立小学校使用教科用図書

教　科	採択した発行者	教　科	採択した発行者
国　語	光　村	音　楽	教　出
書　写	光　村	図　工	日　文
社　会	日　文	家　庭	開 隆 堂
地　図	帝　国	保　健	光　文
算　数	啓 林 館	外 国 語	東　書
理　科	啓 林 館	道　徳	日　文
生　活	東　書		

＜発行者の略号と正式名＞

光　村　：　光村図書出版株式会社
東　書　：　東京書籍株式会社
日　文　：　日本文教出版株式会社
帝　国　：　株式会社　帝国書院
光　文　：　株式会社　光文書院
開 隆 堂　：　開隆堂出版
啓 林 館　：　株式会社　新興出版社啓林館
教　出　：　教育出版株式会社

令和９年度使用赤穂市立中学校使用教科用図書

教　科	採択した発行者	教　科	採択した発行者
国　語	光　村	音　楽	教　芸
書　写	光　村	音楽(器楽)	教　芸
地　理	帝　国	美　術	日　文
歴　史	帝　国	保　体	大修館
公　民	帝　国	技　術	開隆堂
地　図	帝　国	家　庭	東　書
数　学	数　研	英　語	東　書
理　科	啓林館	道　徳	あか図

＜発行者の略号と正式名＞

光　村　：　光村図書出版株式会社
帝　国　：　株式会社　帝国書院
日　文　：　日本文教出版株式会社
数　研　：　数研出版株式会社
啓林館　：　株式会社　新興出版社啓林館
教　芸　：　株式会社　教育芸術社
大修館　：　大修館
開隆堂　：　開隆堂出版
東　書　：　東京書籍株式会社
あか図　：　あかつき教育図書株式会社

令和8年8月21日

令和9年度使用教科用図書採択に関する報告書（小学校）

兵庫県教育委員会事務局
特別支援教育課長　様

赤穂市教育長　藤 本 浩 士

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針
1　地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
2　学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
3　児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
4　人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲 小1	小2	小3	小4	小5	小6	採択理由
国語	B02	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」入門編2(改訂版)(ひらがなの読み書き)	同成社　20－5	○						直線の練習からはじめ段階を経て文字の練習ができる。
	A01	ゆっくり学ぶこのための「こくご」1(改訂版)（ひらがなのことば・文・文章の読み）	同成社　20－5	○		○				すべてひらがなで書かれ、文字が大きく文章が簡潔である。
	A02	ゆっくり学ぶ子のための「こくご」2（改訂版）（かたかな・かん字の読み書き）	同成社　20－5			○		○		文字、単語、文へと段階的に学習を進められるように配列されている。
	001	ぼくとわたしのせいかつえほん	グランまま　08－2					○		身近にあるものが描かれていて分かりやすく学ぶことができるため。
	C10	こどものずかんMio10たべもの	ひかりのくに　27－1						○	見開きで一つの内容がまとめられており、分かりやすい。
	507	国語習熟プリント小学2年生大判サイズ	清風堂書店　64－2						○	細かなスモールステップで学習でき、大事なところはくりかえして学習し、習熟できる。
社会	C03	はっけんずかんのりもの改訂版	学研　06－2						○	たくさんの乗り物が提示されている。
算数	C01	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」1(量概念の基礎、比較、なかま集め)	同成社　20－5	○						文字が少なく見やすい。
	C02	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」2(1対1対応、1～5の数、5までのたし算	同成社　20－5	○						書き込み形式で、見通しを持って学習しやすい。
	C03	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」3（6～9のたし算、ひき算、位取り）	同成社　20－5			○				文字が少なく見やすい。
	C04	ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」4（くり上がり、くり下がり、2けたの数の計算）	同成社　20－5		○					ブロックや数え棒を使ったイラストで視覚的にわかりやすい。
	A01	かずのほん1　どっちがたくさん	童心社　20－1					○		弁別やマッチングを通して、数量の概念を深めることができるため。
	559	教科書ぴったりトレーニング　小学2年算数　啓林館版	新興出版社　62－13					○		ステップの構成になっているため、基礎・基本から少しずつ確実に力をつけていくことができる。
	555	改訂版教科書算数　プリント3年基礎編	喜楽研　57－22						○	計算や文章問題の解き方がわかるよう手本があるため、丁寧なステップ学習をすることができる。
	A04	三省堂こどもかずの絵じてん　改訂版	三省堂　11－4						○	1～10までの数の概念を、分かりやすい　イラストで段階的に表している。
理科	C12	こどものずかんMio12きせつとしぜん	ひかりのくに 27－1						○	写真やイラストが美しく子どもたちの興味を引きやすい。
生活	566	1ねんせいのせいかつえじてん	金の星社　07－2	○						社会生活のルールを学ぶことができる。
	B09	幼児絵本シリーズ やさいのおなか	福音館　28－1		○					簡素でわかりやすいイラストと文字で野菜の名前を学ぶことができるため。
	B07	生活図鑑カード　生活道具カード	くもん出版　08－1					○		身近な道具が本物のように描かれていて分かりやすいから。

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲						採択理由
				小1	小2	小3	小4	小5	小6	
道徳	B01	絵でわかるこどものせいかつずかん1みのまわりのきほん	合同出版　10－8	○	○					イラストが丁寧で場面を想定しやすく、基本の生活動作を楽しく習得することができるため。
	B04	絵でわかるこどものせいかつずかん4　おつきあいのきほん	合同出版　10－8		○					場面を想像しやすく、身近な人との関わりを学ぶことができるから。
	559	イラスト版子どものためのモラルスキル 言葉・表情・行動で身につく道徳	合同出版　10－8			○				家庭、学校、地域社会で「見えない道徳」の表し方を具体的に教えるソーシャルスキルを学ぶことができる。
	555	ルールとマナーを学ぶ子ども生活図鑑（2）学校生活編	国土社　10ー3	○						学校生活の場面ごとにおけるマナーやルールを紹介しており、学校生活のイメージをつかみやすいから。
	003	マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みぢかなマーク	ひかりのくに　27－1			○				生活の場面で目にする身近なマークの説明が、すべてひらがなで書かれている。
	651	おもいやりの絵本 こころのこえをきいてみよう	金の星社　07－2				○			子どもに身近なシチュエーションで、思いやりのある行動を考えさせやすいため。
	001	おてつだいの絵本	金の星社　07－2			○	○			イラストが分かりやすく、社会生活のルールを学ぶことができるから。
	Y01	ともだちだいすき（2）おべんとうなあに？	偕成社　06－1					○		楽しい仕掛けにより、本児の親しみやすく、興味を持って取り組みことができるため。
	S01	安全のしつけ絵本(1)　きをつけようね	偕成社　06－1						○	交通安全のルールをイラストとともに学ぶことができる。
音楽	521	おとのでるえほん　たのしいてあそびうた	新星出版社　62－22				○	○	○	音楽を聞きながら、手遊びに取り組むことができる。
	548	きいてうたって24曲どううううたのえほん	永岡書店　71-1		○					童謡からｱﾆﾒｿﾝｸﾞ、英語の歌までﾊﾞﾗｴﾃｨに富んだ内容となっている。
	A01	メロディーえほん　ICピアノえほん四季のどうよう－12カ月	大日本絵画　16－3		○					ガイドメロディでメロディを視覚的にとらえることができるから。
	002	うたえほん	グランまま　08－2			○				それぞれの歌に合うイラストが載っており、曲のイメージをつかみやすい。
図画工作	535	ﾁｬｲﾙﾄﾞﾌﾞｯｸこども百科ふしぎ、ふしぎ！かがくあそび図鑑	チャイルド　17－1	○						身近で扱いやすい材料で遊ぶ物づくりができる。
	O01	あそびのおうさまBOOKぬって	学研　06－2		○					大きな枠線で見やすく、身近な題材に様々な描画材を用いて学習することができるため。
	I12	あそびのおうさまずかん　リサイクルこうさく増補改訂	学研　06－2	○	○					リサイクルできるものを上手に取り入れて作品づくりをすることができるから。
	G07	あそびのおうさまBOOK　はじめてぬるほん	学研　06－2			○				絵が大きく、ページも大きいため大胆に色塗りを楽しむことができる。
	G09	あそびのおうさまBOOK　どんどんぬるほん	学研　06－2			○				ワーク形式でストーリーに沿って塗りながら作品を作れ、テーマに沿ってイメージして塗りやすい。
	566	図画工deたのしい作品づくり イメージをひろげてかく	国土社　10－3				○			豊富な作品写真が掲載されており、基本的な技法について分かりやすく解説されているため。
	T07	エリック・カールの絵本　できるかな？－あたまからつまさきまで－	偕成社　06－1					○		カラフルなイラストで親しみやすく、楽しんで作品作りができるため。
	B03	あかねえほんシリーズ　えほんえかきうた	あかね書房　01－1				○			絵描き歌が載っていて、歌いながら絵を楽しむことができるため。
保健	I09	改訂新版体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう	ひかりのくに　27－1				○			人の体のしくみや不思議さを,遊びや実験を通して学ぶ構成であり、興味・関心をもたせやすいため。
	H01	かばくん・くらしのえほん1　かばくんのいちにち	あかね書房　01－1				○			物語を通して、挨拶や礼儀を分かりやすく学ぶことができるため。
	I01	あそびのおうさまずかん　からだ増補改訂	学研　06－2			○		○		自分の体を知り、健康に気をつけて生活を送るために必要な知識を学ぶことができる。
	Q06	子どもの生活（6）じょうぶなからだになれるよ！	偕成社　06－1			○				日常生活の場面を取り上げ、健康について学ぶことができる。

令和8年8月21日

令和9年度使用教科用図書採択に関する報告書（中学校）

兵庫県教育委員会事務局
　　特別支援教育課長　様

赤穂市教育長　藤 本 浩 士

下記のとおり、教科用図書を採択することを報告します。

採択方針
1　地域社会の特質並びに西播磨地区の児童・生徒の実態に即したものを選ぶこと。
2　学習指導要領の趣旨がよく具現化され、教材配列が系統的で基礎となる学力の充実に資しやすいものであるとともに、学習の状況に応じ、多様な活用ができるものを選ぶこと。
3　児童・生徒の心身の発達段階に適応し、児童・生徒の生活及び興味・関心に対する配慮がなされているものを選ぶこと。
4　人権尊重の視点にたった適正なものを選ぶこと。

学校教育法附則第9条第1項の規定による一般図書

教科	図書コード	一般図書名	発行者	使用範囲 中1	中2	中3	採択理由
国語	A01	ひとりだちするための国語	エストデイ　22－3			○	すべてにルビが振られており、読みやすい。
	002	改訂新版くらしに役立つ国語	東洋館　20－7		○		社会生活を送るための国語力を身につけることができる。
社会	001	改訂新版くらしに役立つ社会	東洋館　20－7		○		見やすい文字の大きさで公民と日本地理の内容を分かりやすく説明している。
数学	A02	ひとりだちするための算数・数学	エストデイ　22－3			○	書き込み形式で、学習を進めることができる。
	003	改訂新版くらしに役立つ数学	東洋館　20－7		○		家庭生活の充実につながる内容となっている。
理科	004	改訂新版くらしに役立つ理科	東洋館　20－7		○		身の回りの自然や環境、物質やエネルギー及び健康について詳しく学べる。
音楽	510	くらしに役立つ音楽	東洋館　20－7		○		イラストや図、写真などを豊富に使った見やすい紙面で、生徒の興味・関心を高める工夫がされている。
美術	A17	あそびの絵本　えのぐあそび	岩崎書店　02－1	○			身近な絵の具に親しみ、造形表現への興味を引き出しやすいため
	N01	Do！図鑑シリーズ工作図鑑	福音館　28－1		○		身近な材料を使って作ることができるおもちゃがたくさん紹介されており、興味もちやすい。
保体	001	子どもの生きる力を育てるせいかつの絵じてん	ナツメ社　21－2	○			イラストが多く、健康や安全の基本が直感的に理解できる内容になっているため
	005	改訂新版くらしに役立つ保健体育	東洋館　20－7		○		健康で安全に生活ための知識を学ぶことができる。
英語	001	和英えほん	戸田デザイン　20ー4	○			視覚的な楽しさが豊富で、英語の心理的ハードルを下げて意欲的に取り組めるため
	740	タッチペンで音が聞ける！　ドラえもんはじめての英語図鑑	小学館　12－2		○		タッチペンでイラストや文字にタッチすると、ネイティブスピーカーの発音が聞けるので、楽しく英語を学ぶことができる。
道徳	B02	学校では教えてくれない大切なこと⑵　友だち関係(自分と仲良く)	旺文社　05－3		○		見えない感情が視覚化されておりイメージしやすい。
	001	みんなのためのルールブック　あたりまえだけど、とても大切なこと	草思社 15－3	○			日常の具体的な場面を通して、礼儀やマナーの大切さを学べるため

報告２３

少年非行概要について

少年非行概要について、別紙のとおり報告する。

令和８年８月２６日提出

赤穂市教育長　藤　本　浩　士

赤穂市内の少年非行概要(令和7年1月～令和7年12月)

1　概要(年別推移)　　(　)は女性の内数

区分	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07
犯罪少年	15 (2)	8 (1)	6 (2)	9 (1)	4 (1)	9 (1)	17 (2)	5 (1)
触法少年	1 (0)	6 (0)	4 (1)	2 (1)	2 (0)	9 (0)	3 (0)	5 (1)
ぐ犯少年	3 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	249 (16)	356 (42)	178 (17)	91 (12)	64 (13)	50 (8)	56 (11)	10 (2)
合計	268 (20)	370 (43)	188 (20)	102 (14)	70 (14)	68 (9)	76 (13)	20 (4)

2　学職別概要

令和7年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計	対前年増減
犯罪少年		1 (0)	2 (0)	0	1 (0)	1 (1)	5 (1)	−12 −(1)
触法少年	2 (0)	3 (1)					5 (1)	2 (1)
ぐ犯少年	0	0	0	0	0	0	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	0	0	6 (0)	0	2 (0)	2 (2)	10 (2)	−46 −(9)
合計	2 (0)	4 (1)	8 (0)	0 (0)	3 (0)	3 (3)	20 (4)	−56 −(9)
対前年増減	−2 −(2)	−2 (0)	−37 −(6)	−8 (0)	−5 (0)	−2 −(1)	−56 −(9)	

令和6年

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
犯罪少年		1 (0)	4 (0)	5 (0)	4 (0)	3 (2)	17 (2)
触法少年	1 (0)	2 (0)					3 (0)
ぐ犯少年	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
不良行為少年	3 (2)	3 (1)	41 (6)	3 (0)	4 (0)	2 (2)	56 (11)
合計	4 (2)	6 (1)	45 (6)	8 (0)	8 (0)	5 (4)	76 (13)

3. 不良行為少年の状況

ア 行為別

分別類 年別	総数	(内訳) 行 為 別			
		喫煙	深夜徘徊	飲酒	その他
令和6年	56	9	37	2	8
	(11)	(0)	(5)	(0)	(6)
令和7年	10	7	2	0	1
	(2)	(0)	(2)		(0)
増減	−46	−2	−35	−2	−7
	−(9)	(0)	−(3)	(0)	−(6)

イ 年齢別

年齢別 (学年)	11歳 小5・小6	12歳 小6・中1	13歳 中1・中2	14歳 中2・中3	15歳 中3・高1	16歳 高1・高2	17歳 高2・高3	18歳 高3・大1	19歳 大1・大2	合計
令和6年	1 (0)	2 (2)	0 (0)	1 (0)	8 (2)	20 (3)	15 (3)	7 (1)	2 (0)	56 (11)
令和7年	0	0	0	0	0	3 (0)	5 (2)	2 (0)	0	10 (2)
増減	−1 (0)	−2 −(2)	0 (0)	−1 (0)	−8 −(2)	−17 −(3)	−10 −(1)	−5 −(1)	−2 (0)	−46 −(9)

ウ 学職別

学職別	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職者	無職者	合計
令和6年	3 (2)	3 (1)	41 (6)	3 (0)	4 (0)	2 (2)	56 (11)
令和7年	0	0	6 (0)	0	2 (0)	2 (2)	10 (2)
増減	−3 −(2)	−3 −(1)	−35 −(6)	−3 (0)	−2 (0)	0 (0)	−46 −(9)

報告２４

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の制定について

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱を制定したため、その内容につき次のとおり報告する。

令和８年８月２６日提出

赤穂市教育長　藤　本　浩　士

記

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、不登校児童生徒が社会的自立のための学び及び相談の場として、フリースクール等を利用するために要する費用の一部を支援し、もって当該不登校児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　不登校児童生徒　義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成２８年法律第１０５号）第２条第３号に規定する者をいう。

⑵　フリースクール等　不登校児童生徒に対して学習活動、教育相談等の活動を行う民間の施設等であって、当該不登校児童生徒が在籍する学校の校長が、当該施設等を利用することをもって、指導要録上の出席扱い（以下「出席扱い」という。）とすることができると認めたものをいう。

⑶　利用料　不登校児童生徒がフリースクール等を利用する対価として支払われる費用のうち、次に掲げるものをいう。

ア　授業料

イ　施設利用料

ウ　その他市長が認める費用

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する不登校児童生徒（以下「対象児童生徒」という。）が利用するフリースクール等の利用料を負担する保護者であって、市税を滞納していないものとする。

⑴　市内に住所を有し、赤穂市立小学校又は中学校に在籍していること。

⑵　第６条の規定による申請の日前１年間において、学校をおおむね３０日以上欠席していること。

⑶　フリースクール等を利用し、その利用日について、在籍する学校の校長から出席扱いを受けていること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象児童生徒がフリースクール等を利用するために補助対象者が負担する利用料（他の制度により補助を受け、又は受ける見込みがある費用を除く。）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、対象児童生徒１人当たり、１月につき補助対象経費の総額に２分の１を乗じて得た額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と１万円のいずれか低い額とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　フリースクール等の利用に係る契約内容が分かる書類

⑵　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更申請等）

第８条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認申請書（様式第３号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒

支援補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第４号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ指定する日までに赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書（様式第５号）にフリースクール等の利用状況及び利用料の支払状況が確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　４月１日から９月３０日まで

⑵　１０月１日から３月３１日まで

（補助金の額の確定）

第１０条　市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、前条各号に掲げる期間ごとに補助金の交付額を確定し、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金確定通知書（様式第６号）により、交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により確定した補助金の額が、第７条の規定により通知した交付決定額（第８条第２項の規定により変更を承認した場合は、同項の規定により通知した額）と同額の場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求等）

第１１条　交付決定者は、前条第１項の規定により補助金の額が確定したときは、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

⑵　その他市長が補助金を交付することが不適当であると認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、赤穂市フリースクール等利用児童支援補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、当該取消しに係る交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

様式第１号(第６条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

申請者　住　　所
氏　　名
児童生徒との関係
電　話　番　号
メールアドレス

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金の交付を受けたいので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第６条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

児童生徒	フリガナ	
	氏　　名	
	住　　所	〒　　－ 赤穂市
在籍学校		学校名：赤穂市立 第　　学年　　組（　　学級）
利用するフリースクール等		名　　称： 住　　所： 電話番号：
利用予定期間		年　　月　　日から　　年　　月　　日まで ※出席扱いとなる期間を記入してください。
利用料		月額　・　日額　　円
補助対象経費（月額）		円
交付申請額（月額）		補助対象経費（月額）×１／２（１，０００円未満切捨て） 円（上限１万円）
交付申請額（年額）		交付申請額（月額）×利用予定月数 円

同意欄（次の項目を確認し、□にチェックを付けてください。）

□　この補助金に係る交付決定の審査に必要な範囲で、市が住民登録、市税の納付状況等を関係機関に確認及び照会することについて同意します。
□　児童生徒の様子、補助金の申請に係る情報等について、市、市教育委員会、在籍学校及び利用するフリースクール等が相互に情報共有することに同意します。

様式第２号（第７条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付（不交付）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり決定したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

記

１　交付の可否　　交付　・　不交付

２　対象児童生徒の氏名

３　利用するフリースクール等の名称

４　交付決定額　　円

（４月～９月利用分　　円
１０月～３月利用分　　円）

５　交付条件

⑴　赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱の規定に従うこと。

⑵　４月から９月までの利用分は　　年　　月　　日までに、１０月から３月までの利用分は　　年　　月　　日までに実績報告を行うこと。

６　不交付の理由

様式第３号(第８条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認申請書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

申請者　住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり変更がありましたので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第８条第１項の規定により申請します。

記

１　対象児童生徒の氏名

２　変更内容

⑴　利用するフリースクール等の名称

⑵　変更交付申請額

フリースクール等の利用料	月額　・　日額　　円
補助対象経費（月額）	円
交付申請額（月額）	補助対象経費（月額）×１／２（１，０００円未満切捨て） 円（上限１万円）
交付申請額（年額）	交付申請額（月額）×利用予定月数 円

３　変更理由

４　変更（予定）年月日　　年　　月　　日

※変更内容の分かる書類を添付してください。

様式第４号（第８条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金変更承認（不承認）決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり決定したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第８条第２項の規定により通知します。

記

１　承認の可否　　承認　・　不承認

２　対象児童生徒の氏名

３　利用するフリースクール等の名称

４　変更後交付決定額　　円

（４月～９月利用分　　円
１０月～３月利用分　　円）

５　不承認の理由

様式第５号（第９条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金実績報告書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

報告者　住　　所
氏　　名
電話番号

１　対象児童生徒

氏　　名	
フリースクール等の名称	

２　利用日（利用した日に〇を付けてください。）

月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日
月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日
月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日
月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日
月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日
月	1　2　3　4　5　6　7　8　9　10　11　12　13　14　15　16 17　18　19　20　21　22　23　24　25　26　27　28　29　30　31	計　　日

３　補助対象経費及び補助金の額

利用月	補助対象経費（利用料の総額）	補助金の額（１月につき上限１万円） ※補助対象経費×１／２（１，０００円未満切捨て）
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
月	円	円
計	円	円

※入会前の体験利用料、入会金、飲食費、課外活動費、交通費等は補助対象外とします。
※フリースクール等の利用状況及び利用料の支払状況が確認できる書類を添付してください。

様式第６号（第１０条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金確定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付けで実績報告のあった赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第１０条第１項の規定により下記のとおり確定したので通知します。

記

１　対象児童生徒の氏名

２　交付確定額　　円（　　月～　　月利用分）

様式第７号(第１１条関係)

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付請求書

年　　月　　日

赤穂市長　宛

請求者　住　　所
氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け　　第　　号で確定（交付決定）を受けた赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　円（　　月～　　月利用分）

２　対象児童生徒の氏名

３　振込先口座

金融機関	銀行・金庫 信組・信連 農協・漁協	本・支店 本・支所 出張所	
口座種別	普通　・　当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※振込先口座の情報が分かる通帳等の写しを添付してください。

様式第８号（第１２条関係）

赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定取消通知書

第　　号
年　　月　　日

様

赤穂市長　　印

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金について、下記のとおり当該決定を取り消したので、赤穂市フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付要綱第１２条第２項の規定により通知します。

記

１　対象児童生徒の氏名

２　交付決定額　　円

（　４月～９月利用分　　円
　１０月～３月利用分　　円）

３　取消額　　円

（　４月～９月利用分　　円
　１０月～３月利用分　　円）

４　取消後の補助金額　　円

（　４月～９月利用分　　円
　１０月～３月利用分　　円）

５　取消理由

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について